

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
鹿児島市	松元地域全域（上谷口町谷頭原）	令和2年3月27日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.1ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	2.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.0ha
（備考）農地中間管理機構の活用	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

当地区の農地は茶園が約8割を占めており、その多くが中心経営体へ集積されている。一方で、各経営体の茶園が地区内全域に点在しているため、作業効率の低下や農薬飛散問題等の課題がある。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

今後耕作が困難となった農地は、後継者が確保されている茶の3中心経営体または野菜の1中心経営体に集積する。

当地区は茶園が中心の地区であるため、野菜の中心経営体については、茶園の間の農地は避けることで農薬飛散のリスクを回避しながら集積を図る。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中心経営体には規模拡大の意欲があるが、所有者死亡の農地も多いため、利用権設定が難しい状況である。農地中間管理機構等の制度を活用しながら中心経営体に農地を集積し、遊休農地が発生しないよう努める。

農薬飛散を発生させないために耕作者間の連絡を密に行う。また、収穫前には旗を設置するなど、農薬飛散によるトラブルが発生しないための取り組みも行う。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 中心経営体

属性	経営体 (氏名)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数 等)	農業を営む範囲
認農法	A	茶	11.21 ha	茶	14.00 ha	当集落およびそれ以外の集落
認農法	B	茶	2.75 ha	茶	4.00 ha	当集落およびそれ以外の集落
認農法	C	茶	0.17 ha	茶	0.50 ha	当集落およびそれ以外の集落
認農	D	茶	0.88 ha	茶	0.88 ha	当集落
認就(見込み)	E	野菜	0.37 ha	野菜	1.00 ha	当集落
計	5名		15.38 ha		20.38 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。